

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1. プラン策定の目的

本市では平成19年（2007年）9月に「丸亀市男女共同参画推進条例」を制定し、本市における男女共同参画推進のための基本理念や、市、市民、事業者の役割を明らかにしました。そして、行動計画としての基本計画をこれまで、平成18年（2006年）に「男女共同参画プランまるがめ」として、平成23年（2011年）には第2次プラン、平成29年（2017年）には第3次プランとして策定し、家庭、地域、職場などでその趣旨に沿つて様々な施策を展開してきたところです。

これまで15年間の取組により、本市の審議会等における女性委員の登用率が、平成27年度（2015年度）の目標設定時に35.5%だったのが、4年後の令和元年度（2019年度）に目標値の40%を超えるなど、成果も見られました。しかし、家庭と仕事の両立、配偶者等からの暴力等の増加・深刻化など、解決すべき課題が山積しています。

さらに、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した、正規・非正規の賃金格差及び男女の賃金格差をはじめとする女性の貧困リスクへの課題が全国的に明らかとなるなど、令和の時代に取り組むべき男女共同参画の新たな課題も見えてきました。また、令和3年（2021年）、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正され、実効性ある取組を国・地方自治体が行うように求められています。

こうした課題等への取組のほか、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を「第4次男女共同参画プランまるがめ」に加えることにより、一層の男女共同参画の推進と、誰一人取り残さない持続可能な社会実現を目指し、以下2点の視点を意識して取り組んでまいります。

○持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、住民一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画

○性別にとらわれることなく自らの選択によってより良い人生を設計することができる環境の整備

## **2. プランの基本理念**

「丸亀市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画社会を形成するための基本となる考え方を基本理念として示しています。この基本理念を、本プランにおける基本理念とし、市民や事業者のみなさんと協働しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

### **【基本理念】（「丸亀市男女共同参画推進条例」第3条）**

#### **(1)男女の人権の尊重**

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他他の男女の人権が尊重されること。

#### **(2)社会における制度・慣行についての配慮**

性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

#### **(3)政策や方針の立案・決定への共同参画**

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者その他市民活動団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### **(4)家庭生活における活動とその他の諸活動の両立**

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外でのあらゆる活動とを両立できること。

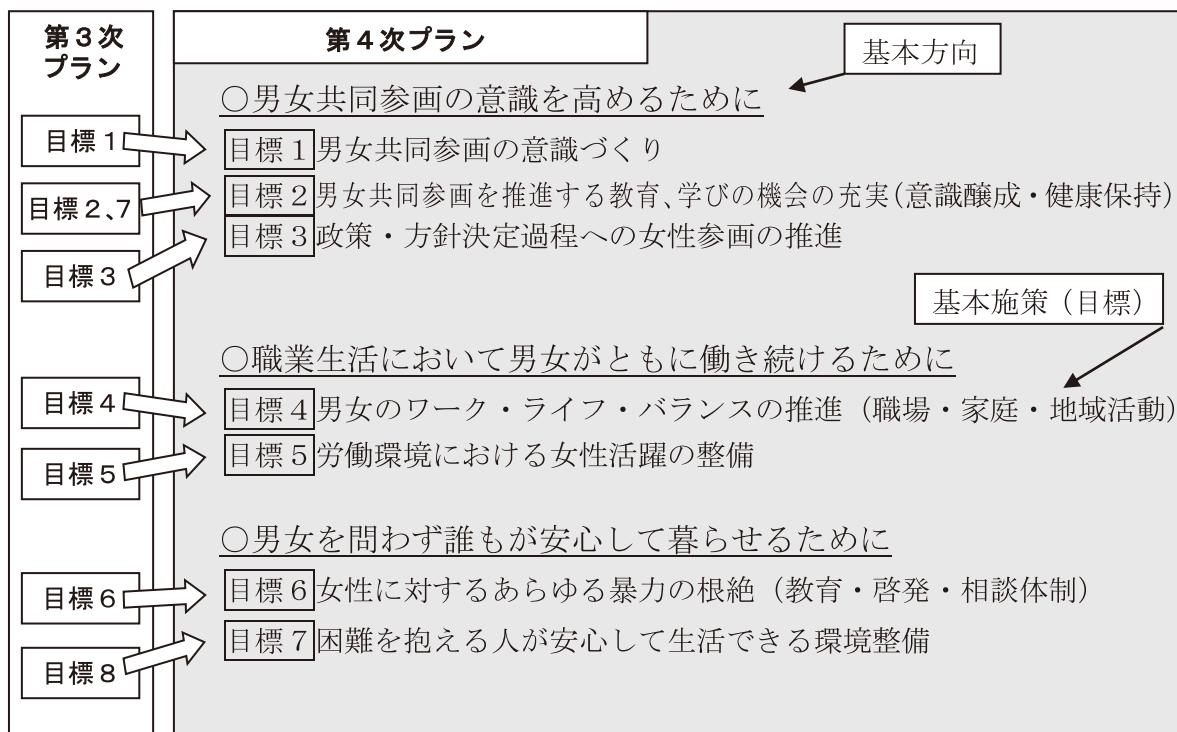
#### **(5)生涯にわたる健康と権利**

男女が、それぞれ互いの性に関する理解を深めることにより、生涯にわたる性と生殖に関する事項について自らが決定する権利が尊重され、共に健康な生活が営まれること。

### 3. プランの体系

第1章第2項では、第3次プランの取組から見る課題を取り上げました。これらの課題を踏まえ、下図のとおり第4次プランの体系を整理します。

そして、基本施策（目標）ごとに包摂される【事業】と【特に関連するSDGsのゴール】を組み込んだものが、次ページの第4次プランの体系図となります。



#### ※基本施策（目標）の考え方について

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進 (職場・家庭・地域活動)



目標となるような取組姿勢



意識ポイント

(場面、状況などの例示)

● プランの体系



## 4. プランの重点目標

「第3次男女共同参画プランまるがめ」において2つの重点目標を掲げ取り組んできましたが、第1章に掲載の「取組から見る課題」にもあるとおり、目標達成にはまだ解消すべき課題が山積しています。市役所関係各課が連携しながら取り組む姿勢・意識の強化を図るためにも改善点を見出しながら引き続き2つの重点目標の達成に向け、各種施策に取り組みます。

### 重点目標1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）

急速な人口減少、少子高齢化は、社会経済などに大きな影響を及ぼす深刻な問題です。長時間労働を前提とした従来の働き方では、個人、企業・組織、社会全体が将来にわたって発展していくことができなくなる恐れがあります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方は変化しつつありますが、固定的な性別役割分担意識<sup>17</sup>の解消が図られていないため、無意識の差別が残存し、女性が家事・育児・介護の主たる担い手のままという状況です。また、企業においては、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組が十分には実施できておらず、コロナ禍をきっかけとした働き方の見直しなど、今後の取組がより一層重要となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性が様々な場面で活躍できるようにするための前提という意味からも重要です。

### 重点目標2 女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）

性別に関わらず、DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等が断続的に要請され、生活不安やストレスを受ける人の割合が増大しています。これに伴い、DVの深刻化・潜在化をより意識して対応していかなければならない事態となっています。特に被害割合の高い女性に対するあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体の共通認識として持てるようにする教育と啓発に取り組むとともに、DV被害者の安全確保と自立支援が図れるよう、関係機関と十分に連携を取りながら対策を推進します。

<sup>17</sup> 固定的な性別役割分担意識／「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識をいいます。また「男らしさ、女らしさ」を求めることも、男女それぞれの役割への期待が反映されていると考えられます。一人ひとりの持つ個性や能力などの違いとは無関係に性別によって決めつけることから、個人の柔軟な発想や意欲を損なうだけでなく、生き方や働き方をも制約する要因となっています。

## **5. プランの位置づけ**

- (1) 本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
- (2) 本プランは「丸亀市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく計画です。
- (3) 本プランの目標3、4、5を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「丸亀市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (4) 本プランの目標6を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけます。

## **6. プランの期間**

本プランの期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を行うため、必要に応じて見直しを行います。